

平成 24 年 11 月 7 日

金融庁

「金融 ADR 制度のフォローアップに関する有識者会議」の設置について

金融 ADR 制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)は、平成 21 年 6 月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により制度化され、22 年 4 月に施行されました。その際、同法附則において、法施行後 3 年以内に、指定紛争解決機関の業務の遂行状況等を踏まえ、金融 ADR 制度の在り方等について検討を行うべきことが規定されました(別紙 1)。

金融 ADR 制度は、金融商品・サービスの多様化・複雑化が進む中、金融商品・サービスを巡るトラブルについて、裁判外での簡易・迅速な解決手段を提供することにより、利用者の保護を図るとともに、金融商品・サービスに関する利用者の信頼性の向上に資することを目的とするものです。

法施行から約 2 年半が経過し、現在、8 つの指定紛争解決機関が紛争解決等業務に従事していますが、23 年度の 8 機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の申立件数は、各々合計で 7,093 件(前年度比 32%増)及び 1,981 件(同 137%増)となる等、活用実績は順調に伸びており、利用者のトラブル解決に一定の役割を果たしてきています。他方、指定紛争解決機関に対しては、運用面で改善すべき点がある等の指摘もあります。

こうした中、金融 ADR 制度を、より一層、利用者利便の向上に資するものとするため、上記附則の規定も踏まえ、各指定紛争解決機関の業務の遂行状況の検証や金融 ADR 制度の在り方等について検討を行う必要があります。

このため、金融庁総務企画局長のもとに、金融 ADR 制度に関する有識者をメンバーとする「金融 ADR 制度のフォローアップに関する有識者会議」(メンバーは別紙 2)を設置し、本日議論を開始したところです。

有識者会議においては、今後、検討を重ね、本年度内を目処に議論の取りまとめを行うこととしており、その結果については、取りまとめ次第公表する予定です。

○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律【附則】
(平成21年6月24日改正)

(検討)

第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下「改正後の各法律」という。）に規定する指定紛争解決機関（以下単に「指定紛争解決機関」という。）の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

「金融 ADR 制度のフォローアップに関する有識者会議」メンバー

- 【座長】 山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科教授
- 【委員】 石戸谷 豊 弁護士（港共同法律事務所）
- 犬飼 重仁 早稲田大学法学学術院教授
- 井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
- 田中 圭子 NPO 法人日本メディエーションセンター代表理事
- 丹野 美絵子 全国消費生活相談員協会理事長
- 永沢 裕美子 Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
(五十音順・敬称略)

【オブザーバー】

- 指定紛争解決機関（金融 ADR 機関）（8 機関）
 - ・ 全国銀行協会
 - ・ 信託協会
 - ・ 生命保険協会
 - ・ 日本損害保険協会
 - ・ 保険オンブズマン
 - ・ 日本少額短期保険協会
 - ・ 証券・金融商品あっせん相談センター
 - ・ 日本貸金業協会

- 消費者庁

【事務局】

- 金融庁総務企画局企画課